

新型コロナウイルス感染症にかかる学校教育活動に

関するガイドライン

(令和4年6月15日改訂)

大和郡山市教育委員会

【目次】

1 感染防止に向けた周知徹底

2 学校教育活動における感染症対策等

- (1) 感染症の予防に関する事
- (2) 医療的ケアを必要とする児童生徒等の登校判断に関する事
- (3) 学習指導に関する事
- (4) オンラインの活用に関する事
- (5) 健康相談・心のケアに関する事
- (6) 人権教育に関する事
- (7) 学校行事に関する事
- (8) 部活動に関する事
- (9) 学校給食の実施や食事の場面に関する事
- (10) 学校保健全般に関する事
- (11) 健康診断に関する事
- (12) 出席停止等の取扱いに関する事
- (13) 新型コロナワクチンの接種に伴う出欠の取扱いに関する事
- (14) 学校等欠席者・感染症情報システム（サーベイランス）に関する事

3 感染が広がった場合における対応等

- (1) 学校において感染者等が発生した場合の対応
- (2) 児童生徒等が濃厚接触者となった場合の対応
- (3) 同居家族が濃厚接触者となった場合の対応
- (4) 児童生徒等に発熱等のかぜ症状がある場合
- (5) 臨時休業に関する事
- (6) 登下校の安全確保について

4 非常時にやむを得ず登校できない児童生徒等に対する学習指導

- (1) 基本的な考え方
- (2) 臨時休業時等におけるオンライン授業の実施
- (3) 出席停止の措置をとっている児童生徒への対応
- (4) 自宅等における学習の取扱い
- (5) 指導要録上の取扱い
- (6) 登校再開後の対応並びに各学年の課程の修了及び卒業の認定等
- (7) 児童生徒等の状況把握

5 幼稚園において特に留意すべき事項について

1 感染防止に向けた周知徹底

一人ひとりの幼児児童生徒（以下、「児童生徒等」という。）が感染のリスクを下げる正しい感染防止対処方法を自ら実行することができるよう、以下の基本的な対策の効果や対応について周知を行い、感染防止の徹底を図ります。

- ・換気：換気（外気の流入を行う）により、ウイルスを含んだマイクロ飛沫を除去することで、エアロゾル感染を防ぎます。
- ・マスク：マスクには、飛沫抑制のほか、汚れた手で鼻や口をさわらないなど、複合的な感染防止効果があります。特に、不織布マスクは有効とされています。
- ・消毒：少量のウイルスでも感染することから、消毒により、物品、ドアノブなどを介して感染することを防ぎます。
- ・距離：飛沫が届かない2 m以上の距離を確保します。（または、マスクを着用のうえ対面にならず、換気が充分であれば、飛沫感染を防止できます。）

2 学校教育活動における感染症対策等

(1) 感染症の予防に関すること

（新型コロナウイルスに関する正しい知識の指導）

- ・新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付けるとともに、児童生徒等自らが感染リスクを判断し避ける行動をとることができるよう、発達段階に応じた指導を行います。

（家庭における検温や健康観察の要請）

- ・各家庭において、毎朝の検温や風邪症状の有無等の確認を行い、その結果を「健康観察カード」により、担任や部活動顧問に報告することとします。
- ・児童生徒等に発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、登校を控え、かかりつけ医等の身近な医療機関に直接電話相談し、医療機関を受診するよう促します。
- ・児童生徒等に発熱等の風邪症状が見られた場合には、症状がなくなるまでは自宅で休養し、必要に応じて医療機関への受診を勧め、出席停止の措置を取ります。医療機関により登校が可能と診断された場合、または症状がなくなったことが十分に確認された場合は、登校することが可能です。
- ・同居家族に発熱等の風邪症状がある場合は、症状がなくなるまでの間、もしくは同居家族が医療機関を受診し感染の有無が判明するまでの間、児童生徒等の登校を控えるよう指示します。なお、この場合、出席停止の措置を取ります。

（身体的距離の確保）

- ・教室内の座席配置については、児童生徒等の間隔を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔を取るようにします。

（消毒）

- ・教室やトイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回、水拭きした後、消毒液（次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清拭を行います。なお、児童生徒等の

手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能です。

(換気)

- ・密閉を回避するために、気候上可能な限り常時換気を行います。その際、可能であれば2方向の窓を同時に開けるなど外気の流入を行うことで、効果的な換気に努めます。
- ・常時換気が出来ない場合は、毎時2回以上各授業の途中で数分程度窓を全開にします。
- ・エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気を行います。
- ・サーキュレーター等を使用することで、空気の流れを作り、室内の換気を補助することができます。

(学校におけるマスクの着用)

- ・学校教育活動における児童生徒や教職員のマスクの着用については、熱中症が命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症予防の対応を優先し、屋内ではマスクを着用し、屋外ではマスクを外すことを原則とし、以下の通り、場面や状況、本人の体調等に応じて、マスクの着脱を指導します。なお、様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒に対しては、健康観察の上、適切な指導を行います。

登下校時 マスクを着用する必要はありません

- ・マスクを外している際には、近距離での会話を控えるよう指導します。
- ・特に低学年児童等、自分でマスクの着脱の判断が難しい年齢の児童には、登下校時には屋外でマスクを外すよう指導します。
- ・公共交通機関を利用する児童生徒には、マスクを着用するよう指導します。

体育の授業及び運動部活動 原則マスクを着用しません

- ・児童生徒の間隔を十分に確保したり、近距離での会話を控えたりするよう指導します。
- ・近距離で組み合ったり、接触したりする場面が多い運動や、密集するような場面があり、安全な実施が困難である場合は、実施時期を変更する等の対応を行います。
- ・様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒に対しても、特に熱中症リスクが高い状況下では、マスクを外すよう指導します。
- ・十分な身体的距離がとれない状況(更衣やミーティング時等)で熱中症リスクがない場合にはマスクを着用します。

体育以外の屋内での授業 原則マスクを着用します

- ・児童生徒の間隔が十分確保されており、会話がほとんどない場面では、マスクの着用は必要ありません。
- ・児童生徒が自身で判断できず、暑さで息が苦しい様子等が見られる場合は、マスクを外すように指導します。

休み時間(屋外) 原則マスクを着用しません

- ・近距離で組み合ったり、接触したり、近距離で会話をしたりするような過ごし方

をすることは控えるよう指導します。

休み時間（屋内） 原則マスクを着用します。

- ・ただし、他者と身体的距離がとれ、会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ありません。

(咳エチケット)

- ・学校教育活動上、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることが考えられることから、児童生徒等や教職員は咳エチケットの徹底を行います。

(濃厚接触の回避)

- ・学校内の濃厚接触者が増えると、学校の一部または全部で臨時休業を余儀なくされます。学校での教育活動が停止してしまうことのないように、以下のケースに該当しない生活を送ることが重要です。
 - ・手で触れることの出来る距離（目安として1m）で必要な感染予防策なしに、15分以上接触する。
 - ・マスクを外して会話をする。（鼻だしマスク、顎マスク等、適切でないマスクの着用を含む）
 - ・向かい合ったり、会話をしたりしながら飲食をする。
 - ・毎時2回以上の適正換気を行わず密閉された空間に一緒にいる。

(登校後に発熱等風邪症状が見られた場合の対応)

- ・児童生徒等が登校後に発熱した場合については、原則として、保護者の迎えを要請します。なお、学校での待機については、保健室以外の別室を設けるなど他の者との接触を可能な限り避けるよう配慮します。
- ・帰宅後は症状がなくなるまでの間は登校を控えさせるとともに、必要に応じて医療機関への受診を勧め、受診結果や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をします。なお、この場合、出席停止の措置を取ります。
- ・直ぐに保護者の迎えによる帰宅や受診ができない場合に限り、他の児童生徒等との接触状況から判断し、早急に感染の可能性の有無を検査する必要がある時には、抗原定性検査キットを使用し、学校での感染拡大防止に努めます。

(特別支援学級における対応)

- ・感染拡大の防止や濃厚接触者を減らす観点から、学年が混在するような活動においては、感染対策を徹底するとともに、マスクを着用することができないなど、感染リスクが高くなる可能性のある場合は、集団活動の在り方について検討します。
- (2) 医療的ケアを必要とする児童生徒等の登校判断に関すること
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患のある児童生徒等の中には、重症化のリスクが高い者もいることから、主治医や学校医の意見を踏まえるなど、家庭と連携し、適切な判断を行います。
- (3) 学習指導に関すること
- ・各教科等の指導について、以下に掲げるものなど感染症対策を講じてもお感染リスクが高い学習活動については、実施について慎重に検討します。

- ・近距離で一斉に大きな声で話す活動

- ・室内で児童生徒等が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏（音楽）
- ・児童生徒等同士が近距離で活動する調理実習（家庭、技術・家庭）
- ・児童生徒等が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動（体育、保健体育）

（４）オンラインの活用に関すること

- ・今後の臨時休業に備える意味でも、オンラインを活用した課題の配布や、説明動画や確認テストの配信等、日頃からオンラインの活用に積極的に取り組みます。

（５）健康相談・心のケアに関すること

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、児童生徒等が心身のバランスを崩していることも考えられます。このため、定期的に簡易な質問紙調査を活用するなどにより、児童生徒等の状況を的確に把握します。また、必要に応じて、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行います。

（６）人権教育に関すること

- ・感染者や濃厚接触者とその家族、感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族等に対する偏見や差別につながる行為は、断じて許されるものではありません。また、新型コロナワクチンの接種に関して、ワクチンの接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめなどが生じてもいけません。児童生徒等が新型コロナウイルス感染症及び新型コロナワクチンの接種に関する正しい知識を身に付け、確かな人権意識を確立できるよう発達段階に応じた指導を行います。

（７）学校行事に関すること

- ・実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮します。

（入学式、卒業式、始業式、終業式等）

- ・こまめな換気を実施する等の感染拡大防止のための措置をとったり、参加人数を抑えたり、式全体の時間を短縮したりする等の開催方式の工夫を講じます。なお、始業式や終業式などは、講話を事前にオンラインで配信するなど、感染リスクを可能な限り低減させる対応策を検討します。

（修学旅行等）

- ・修学旅行等、集団での移動・宿泊を伴う旅行的行事については、可能な限り感染防止策を講じることを前提に、訪問地の状況把握や、日程、交通手段及び宿泊施設等の検討を行い、適切に判断し、保護者の理解を得た上で実施の可否を検討します。
- ・検討の結果、修学旅行等の実施を取りやめる場合も、修学旅行等の教育的意義や児童生徒の心情等を考慮し、可能な限り中止ではなく延期扱いとすることを検討します。また、当初の計画どおりの実施が難しい場合であっても、可能な限り、感染拡大防止策を適切に講じた上で、近距離での実施や旅行日程の短縮等実施方法の適切な変更を検討します。
- ・修学旅行については、令和３年大郡教委学第７５６号「市内小・中学校における令和３年度修学旅行の実施に係る留意事項等について」を参照してください。

- ・校外学習等は、可能な限り感染防止策を講じることを前提に、奈良県外での実施も可能とします。

(文化祭等)

- ・可能な限りの感染防止策を行った上で、実施を可能とします。ただし、一般公開は不可とします。なお、関係者（児童生徒、卒業生、保護者等を含む。以下、同じ。）の参加を認める場合は、予め名簿等を作成するなど、追跡調査ができるように準備します。球技大会や運動会・体育大会についても、これに準じます。なお、外部会場の場合は、施設の使用規定も踏まえ、参加を認める関係者の範囲を決定します。
- ・食品を扱う模擬店については、調理・加工など食品に手を加えたものを販売することは不可とします。ただし、常温で保存でき、個別に包装され、市販されたままの状態の販売できるものは、販売することを可能とします。なお、実施する際は、管轄の保健所に相談し、その指導に従うとともに、飲食場所の指定、手洗いの徹底や会話を控えることなどの感染防止対策を講じます。

(8) 部活動に関すること

- ・部活動については、以下のことを守りつつ、練習等を行います。
 - ①部活動の活動中だけでなく、部活動前後の行動（更衣や練習の準備等）及びミーティング等の活動においても十分な注意喚起をするなど、可能な限りの感染防止策を行った上で、教員等が活動状況の確認を徹底します。
 - ②部活動の練習においては濃厚接触者の特定を行わないが、部活動前後の行動（更衣や練習の準備等）及びミーティング等の活動においては濃厚接触者の特定を行います。また、関係者の部活動の参加・応援等は、十分な検討をした上で学校長了承のもと可能とします。その際、参加や応援の関係者の記録を必ず残しておきます（様式は任意）。
 - ③校内すべての部活動で連携し、活動場所の割り振りについて工夫します。
 - ④水分補給の際は、他人との身体的距離に配慮するとともに、タオルやコップ、ゼッケン、スクイズボトル等の共用を避けます。
 - ⑤練習の直前までや練習終了直後、練習中のミーティング、休憩時、更衣時のマスクの着用及び、1m以上の身体的距離の確保を徹底します。
 - ⑥学校長了承のもと、公式大会・発表会等への参加、他校との練習試合、合同練習、集会等（以下、「練習試合等」という。）を可能とします。ただし、次の区域においての練習試合等は行わないこととします。
 - ・緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の実施区域
 - ・独自の基準で部活動の練習試合等を禁止している区域
 - ⑦公式大会・発表会等及び練習試合等の観客については、外部会場の場合は施設の使用規定及び主催者の方針に則ることとし、学校会場の場合は、関係者限定とします。なお、週休日の部活動については、複数の教員等で対応することとします。
 - ⑧合宿・遠征等、泊を伴う活動については、引き続き不可とします。
 - ⑨各競技団体が示すガイドラインがある場合は参考にします。
 - ⑩活動に当たっては、感染防止策のほか、熱中症対策に万全を期します。

(9) 学校給食の実施や食事の場面に関すること

- ・学校給食を実施するに当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うなど、対応を徹底します。
- ・なお、児童生徒等全員が食事の前後の手洗いを徹底し、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応を講じます。

(10) 学校保健全般に関すること

- ・文部科学省 HP に掲載の「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関する Q & A」、「教育活動の実施等に関する Q & A」及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」を基本に対応します。
- ・必ず教職員での情報共有を図るとともに、臨時の学校保健委員会を開催する等、学校医・学校歯科医・学校薬剤師（以下、「学校医等」という。）や PTA 代表者などと連携し、保健管理体制を整えるなど、学校保健活動が円滑に進むよう心がけます。

(11) 健康診断に関すること

(健康診断全般)

- ・学校医等と十分に連携し、感染防止策を講じながら実施します。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって6月30日までに実施することができない場合には、当該年度末日までの間に、可能な限り速やかに実施します。

(内科検診)

- ・学校医等は口腔内を観察することは避け、絶対に口腔内に触れないようにします。保健調査票や問診票等から事前に児童生徒等の健康状態を把握するとともに、学校医等に伝えておくなど、時間短縮に努めます。

(歯科検診)

- ・感染の恐れが高いため、学校歯科医等と十分に連携し、感染拡大防止の措置を取りながら実施します。また、歯科検診を実施する際の留意点は、以下のとおりです。

【学校】

- ① 事前に、家庭での健康管理を徹底する。
- ② 当日は、児童生徒等や教職員の体調チェックを徹底する。
- ③ 検査室の換気を十分行う。
- ④ 一度に多くの児童生徒等を検査室に入れない。
- ⑤ ミラー等の滅菌を徹底する。
- ⑥ 記録者は必ずマスク（サージカルマスクまたは不織布マスク）・ゴーグルを着用する。

【学校歯科医】

- ① 健康診断当日の健診医及び帯同者の体調チェックを徹底する。
- ② 必要な場合を除き、口腔内を手指で触らない検査方法を心がける。
- ③ 必ずマスク・手袋を着用する。
- ④ 保健調査票を活用し、効率的に歯科検診を実施する。

⑤ 県及び市町村教育委員会の情報に基づき、学校歯科医の活動指針に準じて、地域の実情に合わせた対応を心がける。

- ・可能な限り登校前に歯みがきやうがいを行い、清潔な口腔内を保った上で実施します。

(眼科及び耳鼻咽喉科の健康診断)

- ・粘膜等に触れることは感染の恐れが高いため、学校医等と十分に連携し、感染拡大防止の措置を取りながら実施します。

(尿検査)

- ・現時点においては、尿により感染する恐れはないとされていますので、学校薬剤師と連携の上、実施します。また、尿を扱う際には、直接触れることを避け、使い捨ての手袋を着用し、検査後には必ず流水と石けんでの手洗いをします。
- ・検尿用のスピッツ等については、各自治体の処分方法を確認のうえ、学校薬剤師に相談し、適切に処分します。

(心電図検診及び結核検診)

- ・安全に学校教育活動へ参加するため、学校医等や関係機関と連携し、感染予防のための対策を十分に取った上で実施します。
- ・結核検診を延期する場合は、保健調査や結核健康診断問診票において、結核に関する「自覚症状」や「高まん延国での居住歴」がある児童生徒等について、登校の可否を学校医に相談します。

(12) 出席停止等の取扱いに関すること

- ・以下の場合に出席停止の措置を取ります。

(学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止)

- ・児童生徒等や同居家族の感染が判明した場合
- ・児童生徒等や同居家族が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- ・児童生徒等や同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等については、主治医の見解を保護者に確認した上で、学校に登校すべきかどうかを校長が判断します。なお、学校に登校すべきでない校長が判断した場合、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録します。
- ・感染不安による欠席の申し出があった場合の対応に関しては、まず、保護者や児童生徒等の心情を配慮し、不安の内容を十分に聞き取り、学校で講じる感染防止のための措置を説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るよう努めます。その上で、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録することが適切かについて判断を行います。申し出に合理的な理由があると校長が判断した場合は出席停止の取扱いとします。(当該校で陽性者が確認されるなど感染が身近である、本人に基礎疾患等がある、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいる等。)

(13) 新型コロナワクチンの接種に伴う出欠の取扱いに関すること

- ・児童生徒等が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱いについては、例えば、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時

間を要する場合等に、校長が、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合」に該当すると判断し、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録することで欠席としないなどの柔軟な取扱いをすることも可能です。

- ・新型コロナワクチン接種後、児童生徒等に発熱等の風邪の症状が見られるときには、学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止の措置を取ることができます。また、発熱等の風邪の症状以外があった場合には、児童生徒等や保護者から状況を聴取し、校長において適切に判断します。

(14) 学校等欠席者・感染症情報システム（サーベイランス）に関すること

- ・新型コロナウイルス感染症に関する入力は、なるべく早急に入力していただくようお願いいたします。原則としてこれまで同様、16 時までに入力します。
- ・新型コロナウイルス感染症については、「出席停止 疾患登録」のうち、新型コロナウイルス感染症に関する 5 つの項目に入力します。入力基準は以下のとおりです。

① 「発熱等による」

児童生徒等自身に発熱等の症状があって自宅で療養しており、学校では出席停止扱いにする場合に入力します。（新型コロナワクチン接種後、児童生徒等に発熱等の風邪の症状が見られる場合の出席停止はこちらに入力します。）

② 「家族等の風邪症状による」

同居している家族等に発熱等の風邪症状があり児童生徒等が自宅で休養している場合や、家族が濃厚接触者として PCR 検査を受けている場合に入力します。

③ 「（新型コロナウイルス感染症）濃厚接触者」

児童生徒等が濃厚接触者に特定され出席停止となった場合に入力します。

④ 「新型コロナウイルス感染症」

児童生徒等が新型コロナウイルス感染症への感染が確定された場合に入力します。

⑤ 「（新型コロナウイルス感染症）教育委員会または主管課の指示による」

感染者は発生していないが、教育委員会または主管課の指示により、積極的な臨時休業をした場合に入力します。

- ・ 2 (12) (「医療的ケア等児童生徒」、「感染不安による欠席」)、2 (13) (「ワクチン接種を受ける場合の欠席」)、3 (2) 3 ①により、出席停止の取扱いとする場合は、「事故欠・忌引き等入力」の「その他」に入力します。

3 感染が広がった場合における対応等

(1) 学校において感染者等が発生した場合の対応

(教育委員会への報告)

- ・ 児童生徒等や教職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、大和郡山市学校教育課まで電話で報告するとともに、報告様式（エクセル）により電子メールで報告します。

(児童生徒等や教職員の感染者が発生した場合)

- ・学校は、感染者を把握した場合、感染経路等の早期特定のため、感染者及び関係者に接触状況等を聞き取り、行動を把握します。
(感染者や濃厚接触者等の出席停止)
- ・児童生徒等の感染が判明した場合及び児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合、出席停止の措置を取ります。
(感染者の出席停止期間)
- ・感染者の出席停止期間は、原則として、症状が出始めた日の翌日を1日目として10日経過、かつ、症状がなくなってから72時間(3日)が経過するまでとします。
ただし、無症状の場合は、陽性が確定した検査日(検体採取日)の翌日から7日間経過するまでとします。
(濃厚接触者の出席停止期間)
- ・濃厚接触者は感染者と最後に接触した日(同居者の場合は、家庭内で感染対策を開始した日)の翌日から起算して7日間とし、8日目から解除します。
- ・学校の教職員については、社会機能の維持のために必要な事業に従事する者にあたるため、無症状の濃厚接触者に限っては、待機期間の7日を待たずに、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性が確認できた場合は5日目に待機を解除することができます。
(校舎内の消毒)
- ・感染が判明した場合、保健所及び学校薬剤師と連携して消毒を行います。必ずしも専門業者による清掃や消毒は必要ありません。
(濃厚接触者の特定)
- ・児童生徒等が感染し、学校内での接触者がいる場合は、下記の様式1～3を作成し、健康・安全教育課と相談のうえ濃厚接触者の特定をします。
(本人への聞き取り後に提出が求められる資料)
 - ①「新型コロナウイルス感染症患者の基本情報(様式1)」
 - ②「新型コロナウイルス感染症患者の行動歴(様式2)」
 - ③「新型コロナウイルス感染症患者の接触者リスト(様式3)」
 - ④「検査依頼リスト(様式4)」
 - ⑤配席図

※様式1～4：「学校園における新型コロナウイルス感染急拡大時の濃厚接触者の特定及び検査等の対応について(令和4年2月4日付教体第401号)」を参照
- ・濃厚接触者の候補の考え方
校内の濃厚接触者の候補の範囲は、感染者の感染可能期間(発症2日前(無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前)から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間)のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において、以下のいずれかに該当する児童生徒等及び教職員とします。
 - ・感染者と同居又は長時間の接触、同一車両での移動等があった者(同室で宿泊したものを含む)

- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
 - ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する）
 - ・手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（※）で、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）
 - ・毎時2回以上の適正換気を行わず密閉された空間にいた者
 - ・大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同一の部活動に所属する児童生徒等）
 - ・感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等
 - ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等
- ※必要な感染予防対策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻だしマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。

（2）児童生徒等が濃厚接触者となった場合の対応

- ・濃厚接触者の出席停止期間は、原則として、感染者と最後に接触した日（同居者の場合は、家庭内で感染対策を開始した日）の翌日を1日目として7日間経過するまでとします。ただし、同居家族の中で別の家族が感染した場合は、改めてその家族の発症日（無症状の場合は検体採取日）の翌日から7日間の自宅待機とします。
- ・濃厚接触者に発熱等の症状がある場合は、「濃厚接触者であり、症状がある」旨を伝え、かかりつけ医及び発熱外来認定医療機関を受診するよう指示します。受診後は、医療機関や保健所の指示に従います。
- ・無症状の濃厚接触者の場合は、社会機能維持者であるかに関わらず、4日目及び5日目の抗原定性検査キット（基本的には自費検査）を用いた検査でどちらも陰性確認後、5日目から解除することも可能です。ただし、この対応をする場合は市教育委員会まで相談します。
- ・濃厚接触者としてPCR検査を受ける場合は、最終接触日から7日間を経過していても、検査の結果が出るまでは自宅待機をします。
- ・学校内で感染拡大の恐れがある場合や、社会機能維持者として早期に自宅待機を解除する必要がある場合における抗原定性検査キットの使用については、その都度、大和郡山市学校教育課まで相談します。

（3）同居家族が濃厚接触者となった場合の対応

- ①同居家族に症状がない場合は、原則、登校を控える必要はありません。ただし、感染拡大の観点から、あるいは保護者の意向等で登校を控える方が望ましいと判断した場合には、学校の実状に合わせて柔軟に対応します。
- ②同居家族に症状がある場合は、「濃厚接触者であり、症状がある」旨を伝え、かかりつけ医及び発熱外来認定医療機関を受診を勧めます。その際、児童生徒

等は感染の有無が判明するまで自宅待機します。

なお、①、②のいずれの場合も、出席停止の措置を取ります。

(4) 児童生徒等に発熱等の風邪症状がある場合

- ・かかりつけ医及び発熱外来認定医療機関を受診し、感染の有無が判明するまで自宅待機するよう指示します。
- ・受診の結果、陽性が判明した場合は、医療機関や保健所の指示に従います。
- ・受診の結果、陰性であっても、後に陽転することがあるため、症状がなくなるまでの間は自宅で健康観察を継続します。

(5) 臨時休業に関すること

- ・児童生徒等や教職員の感染が判明し、その発症日（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日）の2日前から登校があった場合、必要に応じて濃厚接触者の特定に要する期間を臨時休業とすることができます。感染拡大の可能性が低いと考えられる場合は、臨時休業を終了し、通常授業に戻ることとします。
- ・臨時休業の対象は、学級、学年、学校全体のいずれかとします。なお、学級、学年、学校全体の各単位における臨時休業の判断は以下の目安を参考に学校からの報告を基に設置者が判断します。

【学級閉鎖】

- ・以下①から④のいずれかに該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖の実施を検討します。

①同一の学級において感染経路が同一と思われる複数の児童生徒等の感染が判明した場合

②同一の学級において感染が確認された児童生徒等が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する児童生徒等が複数いる場合

③その他、設置者が必要と判断した場合

(※ただし、学校に2週間以上来ていない児童生徒等の発症は除きます。)

【学年閉鎖】

- ・複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖の実施を検討します。

【学校全体の臨時休業】

- ・複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業の実施を検討します。

(6) 登下校の安全確保について

- ・児童生徒の登下校時の安全確保については、各学校において、児童生徒に対して交通安全や防犯の観点も踏まえ安全指導を行うことや、地域と連携した見守り活動の実施等に取り組むことが重要になります。特に、感染症対策が実施されることで児童生徒が通学路を一人で登下校するといったことも想定されるので、安全確保については特段の注意をする必要があります。

4 非常時にやむを得ず登校できない児童生徒等に対する学習指導

感染症や災害の発生等の非常時に登校できない児童生徒等が発生した際の学習指導に関し、あらかじめ可能な対応策等について、地域や学校、児童生徒等の実情などを踏まえて検討を行い、保護者等の理解を得ておきます。

(1) 基本的な考え方

- ・一定の期間、児童生徒等がやむを得ず学校に登校できない場合などには、Meet 等を活用するなどして、指導計画等を踏まえた学習指導と学習状況の把握を行います。

(2) 臨時休業時等におけるオンライン授業の実施

- ・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため3(5)により臨時休業を行う場合や欠席者に対しては、自宅等においても学習を継続できるよう可能な限り早期に Web カメラを活用したオンライン学習等を実施します。
- ・Meet を活用した学習指導だけでなく、動画配信や確認テストの配信、オンラインドリル、ワークシートやプリントの配布等も活用してください。
- ・低学年においては、オンライン学習にはせずに、紙のプリント等を配布することも可能です。
- ・Classroom 等を活用して、学習課題の配布、回収を行います。学習課題を配布するだけでなく、その結果を回収することで、児童生徒の学習への取組状況を把握します。

(3) 出席停止の措置をとっている児童生徒への対応

- ・感染者や濃厚接触者として出席停止の措置をとっている児童生徒がいる場合、学校での授業を自宅等でも受けることができるよう Web カメラ等を活用したハイフレックス型の授業(※)を実施します。

※ハイフレックス(HyFlex:Hybrid-Flexible)型の授業…同じ内容の授業を対面でもオンラインでも受けることができる授業

- ・この場合も(2)の場合と同様、児童生徒の学習への取組状況の把握を行います。

(4) 自宅等における学習の取扱い

- ・指導計画等を踏まえながら、教員による学習指導を行う際には、日々その状況を適宜把握し、児童生徒等の学習の改善や教員の指導改善に生かします。
- ・児童生徒等の学習状況や成果は学校における学習評価に反映することが可能です。
- ・学習指導が以下の要件を満たし、児童生徒等の学習状況や成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと校長が判断したときには、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないことが可能です。

①教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること。

②教員が児童生徒等の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること。

(5) 指導要録上の取扱い

- ・非常時に臨時休業又は出席停止等により登校できなかった日数は「欠席日数」としては記録しないこととします。
- ・以下の方法によるオンラインを活用した学習指導(オンラインを活用した特例の授

業)を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について学年ごとに作成します。

①同時双方向型のオンラインを活用した学習指導

②課題の配信・提出、教員による質疑応答及び児童生徒等同志の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導(オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む)

なお、上記特例授業の指導要録上の出欠の取扱いは、「出席停止・忌引き等の日数」とします。

(6) 登校再開後の対応並びに各学年の課程の修了及び卒業の認定等

- ・登校が可能となった時点で、対面により学習状況を把握し、必要に応じて、教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習等の措置を講じます。
- ・標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされません。
- ・各学年の課程の修了又は卒業の認定に当たっては、弾力的に対処し、進級・進学等に不利益が生じないよう配慮します。

(7) 児童生徒等の状況把握

- ・臨時休業や出席停止等によりやむを得ず登校できない児童生徒等に対しては、Meet等を活用して、オンラインでのホームルームや面談等を実施することにより、児童生徒等の状況把握に努めます。特に、やむを得ず登校できない期間が1週間程度以上にわたる場合、定期的にMeet等を活用して面談を行います。また、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の児童生徒等に関しては、在宅時間が大幅に増加することに伴う児童虐待のリスクも踏まえ、電話等で定期的に児童生徒等の状況を把握します。加えて、スクールソーシャルワーカー等を活用するなどして児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行います。

5 幼稚園において特に留意すべき事項について

幼児特有の事情を考慮し、以下の事項に留意することが必要です。

- ・幼児が自ら基本的な衛生対策(マスク着用、手洗い、物品の取扱いなど)を行うことは難しいため、大人の援助や配慮をするとともに、自分でできるための十分な時間を確保すること。
- ・幼稚園は遊びを通しての指導を行っており、他の幼児との接触や遊具等の共有が生じやすいことから、指導上の工夫や配慮をすること。
- ・登校園の送迎時に、保護者同士が密接とならないように配慮するとともに、教職員と保護者間の連絡事項は掲示板を活用するなどして会話を減らす工夫をすること。

特にマスクに関しては、熱中症が命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症予防の対応を優先し、様々な状況に対応できるよう、マスク持参での登園としますが、原則マスクの着用は求めません。

- ・他者との距離にかかわらず、マスク着用は一律に行いません。

- ・様々な理由があり、幼児のマスクの着用を求める場合は、保護者の任意とします。ただし、保護者や教職員が幼児の体調に十分注意した上で着用するようにします。（幼稚園での生活において、熱中症リスクが高いと判断した場合、教職員の判断によりマスクを外すように指導することもあります。）
- ・幼稚園内に感染が広がっている可能性がある場合や活動内容によって近距離での接触等が生じやすい場合などにおいて、マスクの着用を求めることもあります。

※都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制等の負荷・感染の状況）については、下記の厚生労働省 HP で確認します。

〈厚生労働省 HP〉 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00035.html